審　査　基　準

平成３０年１月４日作成

法　　令　　名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　項：	第１３条第４項
処 分 の 概 要：	運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	○　自動車の保管場所の確保等に関する法律 第６条第１項（保管場所標章） 第１３条第３項（適用除外等） ○　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第４条（保管場所標章の交付の手続）
審　査　基　準：	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	申請の当日中（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問　合　せ　先：	交通部駐車対策課駐車対策第三係 電話　03-3581-4321　内線　7870-5642，3
備　　考：	